

○国土交通省告示第二百四十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十六条第一項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第一に、同条第三項第一号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第二に、及び同項第二号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第三に定める。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第十六条第一項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一（一）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないもの並びに地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のものを除く。）以外のものとする。

一 地階又は三階以上の階を法別表第一（一）欄（一）項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建

建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの

三 地階又は三階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。第三第二号において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物及び当該用途に供する二階の部分（病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が三百平方メートル以上の建築物

四 地階又は三階以上の階を次項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物及び当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上の建築物

五 三階以上の階を法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。）に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物

六 地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物、当該用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の建築物及び当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物

2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。

- 一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第一項第六号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
 - 二 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
 - 三 助産所
 - 四 盲導犬訓練施設
 - 五 救護施設及び更生施設
 - 六 老人短期入所施設その他これに類するもの
 - 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
 - 八 母子保健施設
 - 九 障害者支援施設及び福祉ホーム
- 第二 令第十六条第三項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれのない昇降機は、次に掲げるものとする。
- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
 - 二 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第六号に規定するエ

レベーター

三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いもの

第三 令第十六条第三項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとする。

一 第一第一項各号に掲げる建築物（避難階以外の階を法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないもの並びに地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のものを除く。）

二 病院、診療所又は第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。